

「富士論叢」査読規程

昭和27年4月1日
令和4年7月1日改正

第1条 富士論叢への投稿を希望する原稿は、図書紀要委員会（以下、「委員会」）が、審査し、掲載の可否を決定する。

2項 委員会は、富士論叢への投稿を希望する原稿について、必要と認めた場合、査読者による査読を行うことができる。

第2条 査読者は、委員会が委嘱する。

第3条 査読者は、査読結果ならびに査読結果に至る理由を報告書にまとめ委員会に報告しなければならない。

2項 委員会は、査読者に対して、追加の説明を求めることができる。

第4条 査読者は、査読結果について、次の通り、結果を報告しなければならない。

- 1号 A) 無条件の掲載許可
- 2号 B) 条件付きの掲載許可
- 3号 C) 掲載不可

第5条 査読者は、前条2号に該当する結果を報告する場合には、掲載許可に係る条件を具体的に示さなければならない。

2項 査読者は、前条3号に該当する結果を報告する場合には、その根拠となる理由を具体的に示さなければならない。

第6条 委員会は、第1条2項に基づく査読が行われた場合には、査読結果の内容を検討し、掲載の可否について審査する。

第7条 本規程の改正は、委員会の承認を必要とする。